

米子市監査委員告示第5号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月15日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	矢	倉		強

1 監査の対象

- (1) 都市計画課
- (2) 市民相談課

2 監査の範囲

主として平成23年4月1日から平成24年1月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成24年3月28日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・矢倉 強

5 監査の概要及び結果

今回の監査は、予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査の概要及び結果については、次のとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

[都市計画課]

1 監査の概要

都市計画課は建設部に所属し、組織は別図1のとおりで、その主な担当業務は次のとおりである。

- (1) 都市計画（他の課の所掌に属するものを除く。）の企画調整に関すること。
- (2) 都市計画図の管理に関すること。
- (3) 景観形成に係る企画調整に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の企画調整に関すること。
- (5) 組合施行による土地区画整理事業の指導に関すること。
- (6) 駅周辺の開発整備に関すること。
- (7) 錦海団地の利用計画に関すること。
- (8) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）により市が処理することとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に基づく事務に関すること。
- (9) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）に基づく事務に関すること。
- (10) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく事務に関すること。
- (11) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に基づく事務に関すること（建築指導課の所掌に属する事項を除く。）。
- (12) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務に関すること。
- (13) 県事務処理特例条例により市が処理することとされた風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）に基づく事務に関すること。

なお、当課の平成23年度一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成24年1月末日現在）は、別表1のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務について、関係書類を監査した結果、出張復命書において、正当決裁者を誤っているものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 補助金に関する申請事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ウ 土地貸付料に関する収入事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

エ 屋外広告物表示（変更）許可申請手数料に関する収入事務について、関係書類を抽出により監査した結果、適正に事務処理されていた。

オ 図書等売りさばき収入について、抽出により関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

カ 負担金に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

キ 補助金に関する交付事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ク 工事請負費に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ケ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

(2) 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務について、当課の公有財産台帳副本を総務管財課の公有財産台帳正本と照合した結果、土地台帳は備えられていたが、不動産貸付台帳が正本及び副本ともに作成されていなかったのので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、速やかに、整備すること。

(3) 物品の管理事務

備品の管理について、個別備品データ一覧表を基に、現品と照合した結果、符合したが、保管場所の名称を誤っているものがあったので、速やかに、修正すること。

[市民相談課]

1 監査の概要

市民相談課は、市民生活部に所属し、組織は別図2のとおりで、その主な担当業務は次のとおりである。

- (1) 総合案内に関すること。
- (2) 広聴に関すること。
- (3) 市政提案に関すること。
- (4) 公益通報（総務部職員課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 行政相談、市民相談等に関すること。
- (6) 消費者行政に関すること。

なお、当課の平成23年度一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成24年1月末日現在）は、別表2のとおりであった。

2 監査の結果

(1) 予算の執行と経理事務

ア 旅行に関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

イ 補助金の申請事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

ウ 米子市消費生活専門法律相談弁護士謝金に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

エ 日ノ丸バス車内アナウンス放送広告に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

オ 消費生活啓発グッズに関する支出事務について、抽出により関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

カ 広報よなごに関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。

キ 時間外勤務手当について、支給額の誤っているものがあったので、至急、清算すること。

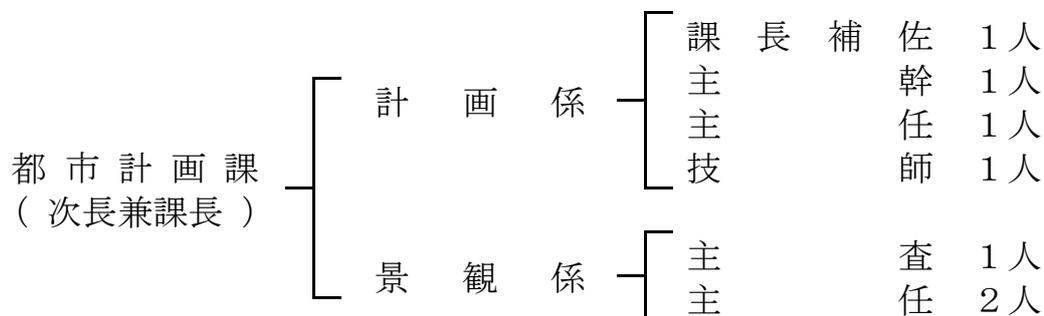
(2) 物品の管理事務

ア 備品の管理について、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、品目の分類区分を誤って記録しているもの及び誤った保管場所を記録しているものがあったので、速やかに、修正すること。

イ 郵便切手類の管理事務について、郵便切手類出納（受払）簿が備えられており、適正に事務処理されていた。

[都市計画課]

別図1 組織図



別表1 平成23年度一般会計歳入歳出予算執行状況(平成24年1月末日現在)

歳入 (単位; 円, パーセント)

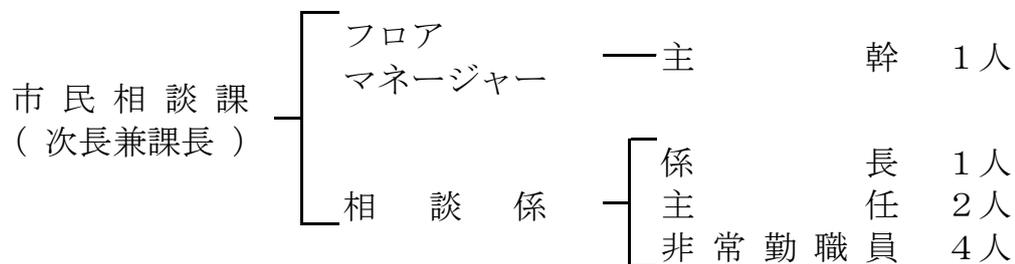
費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
土木手数料	3,627,000	1,176,100	979,650	196,450	27.0	83.3
土木費 国庫補助金	3,500,000	3,325,000	0	3,325,000	0.0	0.0
土木費 県補助金	166,000	166,000	0	166,000	0.0	0.0
財産貸付収入	0	2,154,000	0	2,154,000	-	0.0
雑入	213,000	118,630	115,730	2,900	54.3	97.6
土木債	3,100,000	0	0	0	0.0	-
合計	10,606,000	6,939,730	1,095,380	5,844,350	10.3	15.8

歳出 (単位; 円, パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
都市計画 総務費	173,838,000	151,938,764	146,328,614	27,509,386	84.2	96.3
土地区 画費	195,000	156,147	156,147	38,853	80.1	100.0
合計	174,033,000	152,094,911	146,484,761	27,548,239	84.2	96.3

[市民相談課]

別図2 組織図



別表2 平成23年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成24年1月末日現在)

歳入 (単位 ; 円 . パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
総務費 県補助金	4,634,000	4,634,000	0	4,634,000	0.0	0.0
合計	4,634,000	4,634,000	0	4,634,000	0.0	0.0

歳出 (単位 ; 円 . パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担行為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
一般管理費	16,659,000	13,419,341	12,658,914	4,000,086	76.0	94.3
合計	16,659,000	13,419,341	12,658,914	4,000,086	76.0	94.3